

交通安全テスト

(中学・高校生用)

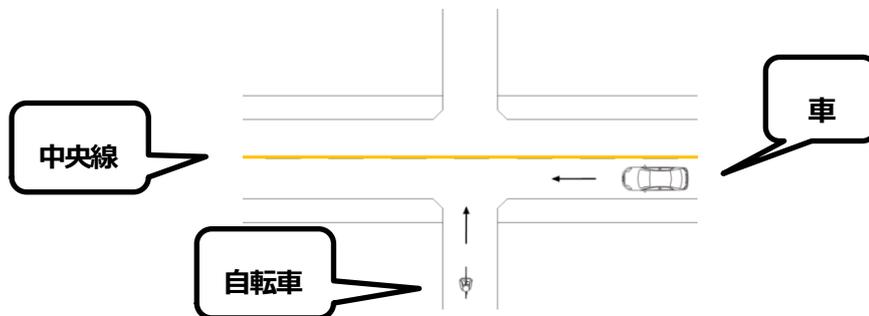
正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

- ① 下の標識がある歩道は、自転車も歩道を通ることができる。



- ② 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手に明らかな怪我はなく、「大丈夫ですか」と聞くと「大丈夫です」と答えたものの、後のことが心配なので連絡先の交換だけをしてその場を離れた。

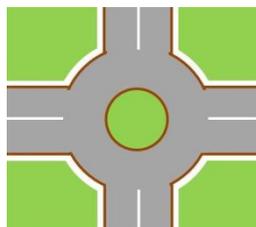
- ③ 下図の交通整理が行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。



- ④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出し、減速したので左側を通り抜けた。

- ⑤ 環状交差点を通行するときは、交差点の内側に沿って左回りに徐行する。

環状交差点 →



交通安全テスト解説

(中学・高校生用)

- ① 下の標識がある歩道は、自転車も歩道を通ることができる。



★解説★

この標識は、自転車が歩道を通ることができる「歩道通行可」を示す標識です。

歩道は、歩行者が通行する場所であり、原則として自転車が通行することはできませんが、この標識がある場合や、車道で道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険なときは、自転車は、歩道を通行できます。

- ② 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手に明らかな怪我はなく、「大丈夫ですか」と聞くと「大丈夫です」と答えたものの、後のことが心配なので連絡先の交換だけをしてその場を離れた。



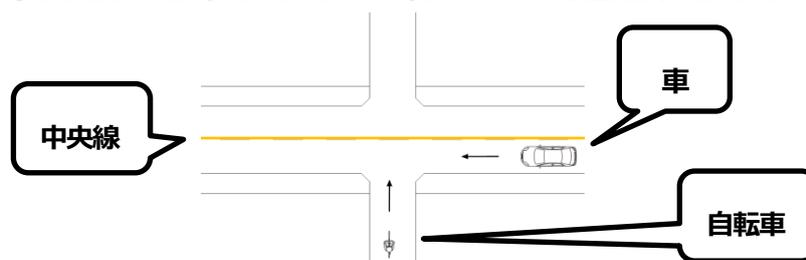
★解説★

連絡先を交換していればよい、ということはありません。

直ちに運転をやめ、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしなければなりません。

警察官への事故の届出は、怪我人の有無にかかわらず、すぐにその場で行いましょう。

- ③ 下図の交通整理が行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。



★解説★

図のような交通整理の行われていない交差点であっても、交差点内に中央線がある場合、車側の道路が優先となりますので、右方からの車両の進行も妨げてはいけません。

- ④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出し、減速したので左側を通り抜けた。

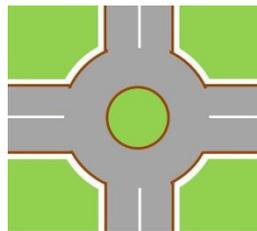


★解説★

左折しようとする車両が左に寄ろうと合図を出した場合、その後方を走行している自転車は、その速度または方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、左折車両の進路変更を妨害してはいけません。

- ⑤ 環状交差点を通行するときは、交差点の内側に沿って左回りに徐行する。

環状交差点 →



★解説★

環状交差点を通行するときは、事前にできる限り道路の左端に寄り、できる限り環状交差点の側端に沿って右回りに徐行しなければなりません。

＜交通安全テスト＞

令和3年9月号

解答・解説 (中・高校生用)

① 下の標識がある歩道は、自転車も歩道を通ることができる。【○】



A : 自転車が歩道を通ることができる「歩道通行可」を示す標識です。

● 道路交通法第63条の4第1項 (自転車の歩道通行：概要)

道路交通法施行令第26条 (普通自転車により歩道を通ることができる者)

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合
- ・ 児童及び幼児 (13歳未満の子ども)
70歳以上の者
身体の不自由な人の場合



自転車通行可



歩道通行可を示す標識

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できない場合は、歩道を通ることができる。

● 道路交通法第63条の4第2項 (自転車の歩道通行の方法 (抜粋))

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分 (道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分) を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2 (走行上の注意 (抜粋))

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度 (すぐ徐行に移ることができるような速度) と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

＜指導のポイント＞

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

② 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手に明らかな怪我はなく、「大丈夫ですか」と聞くと「大丈夫です」と答えたものの、後のことが心配なので連絡先の交換だけをしてその場を離れた。【×】

A：交通事故があった時は、負傷者の救護や警察への事故の届出等をしなければなりません。相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察への事故の届出等は必要です。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置(抜粋)）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

● 救護措置義務違反（死傷事故の場合（ひき逃げ））

- 運転者（人の死傷がその運転者の運転に起因する場合）

→10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 運転者（上記以外の場合）

→5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 軽車両（自転車等）の運転者

→1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

● 報告義務違反（あて逃げ）

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

軽車両の運転者を除く

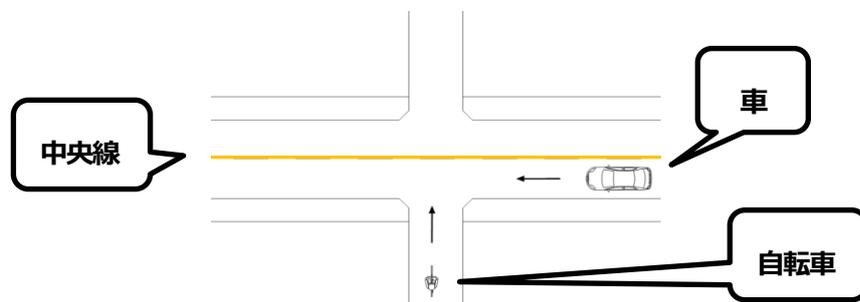
<指導のポイント>

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

交通事故を起こした場合は、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしましょう。

③ 下図の交通整理の行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。

【×】



A：図のような交通整理の行われていない交差点であっても、交差点内に中央線がある場合、車側の道路が優先となりますので、右方からの車両の進行も妨げてはいけません。

● 道路交通法第36条第1項（交差点における他の車両等との関係等（抜粋））

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

1 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下、「交差道路」という）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

● 同条第2項

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 同条第3項

車両等（優先道路を通行している車両等を除く）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、またはその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間です。

交通ルールを守り、交差点を通行するときは、しっかりと左右の安全確認をしてから通行しましょう。

④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出し、減速したので左側を通り抜けた。【×】

A：左折しようとする車両が道路の左側端に寄ろうとして合図を出した場合、その後方から進行する自転車は、その合図をした車両の進路変更を妨害してはなりません。

● 道路交通法第34条（左折または右折（抜粋））

1 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

6 左折または右折しようとする車両が、それぞれ道路の左側端、中央または右側端に寄ろうとして合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度または方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、その合図をした車両の進路の變更を妨げてはならない。

<指導のポイント>

自動車の左側方はドライバーの死角になるなどドライバーから見えにくいので、自動車の左側方に入り込むと事故の危険があります。

自動車の左側方にはできる限り入らないようにしましょう。

⑤ 環状交差点を通行するときは、交差点の内側に沿って左回りに徐行する。【×】

A：環状交差点を通行するときは、事前にできる限り道路の左端に寄り、できる限り環状交差点の側端に沿って右回りに徐行しなければなりません。

● 道路交通法第4条第3項（環状交差点の定義（抜粋））

公安委員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両がその部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下

同じ)・・・〈以下略〉

※ **環状交差点**とは、車両の通行の用に供する部分が環状になっていて、右の標識（「環状の交差点における右回り通行」）により車両の右回り通行が指定されている交差点。



● 道路交通法第35条の2（環状交差点における左折等（抜粋））

- 1 車両は、環状交差点において左折し、または右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その部分を通行して）徐行しなければならない。
- 2 車両は、環状交差点において直進し、または転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その部分を通行して）徐行しなければならない。

<指導のポイント>

令和3年3月末時点で、環状交差点は大阪府下で少ないですが、年々増加傾向にあります。

右の図の車のように、事前にできる限り道路の左端に寄り、できる限り環状交差点の側端に沿って右回りに徐行しなければならない、という交通ルールをしっかりと理解し、環状交差点を正しく通行しましょう。

